

福岡県指定再生手続開始申立等事業者指定要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、福岡県中小企業振興資金融資制度要綱第2条第6項に規定する県指定再生手続開始申立等事業者（以下「県指定事業者」という。）の指定に関し必要な事項を定める。

(指定基準)

第2条 県指定事業者とは、次のいずれかに該当することによって倒産と認められ、倒産時の負債総額（金融機関等の借入金を除く。）が3,000万円以上あり、かつ、50万円以上の債権を有する県内関連中小企業者が5社以上ある者をいう。

- (1) 破産手続開始（破産法）、再生手続開始（民事再生法）、更正手続開始（会社更生法）又は特別清算開始（会社法）の申立てをした者
- (2) 電子交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けた者
- (3) 債権者集会による内整理等、上記（1）及び（2）に準ずる者

(指定方法)

第3条 県指定事業者の指定は、次により行うものとする。

- (1) 次に掲げる者は、知事に県指定事業者の指定申請を様式第1号により行うことができる。ただし、申請の期間は倒産後6か月以内とする。

ア 倒産事業者

イ 債権者集会の代表者

ウ 破産手続等を行う弁護士

エ 倒産事業者所在地の商工会議所会頭又は商工会会長

オ 倒産事業者所在地の市町村長

- (2) 知事は、前号に基づく申請を受けたときは、内容を審査のうえ倒産企業が前条に該当する場合には直ちに指定し、関係機関（中小企業振興事務所、金融機関、福岡県信用保証協会、商工会議所、商工会、申請者）に対し様式第2号により通知するものとする。

(雑 則)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成11年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。